

令和2年度（2020年度）第1回北海道公衆浴場問題協議会 議事概要

1 開催日時

令和2年（2020年）4月28日（火）

※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、書面開催とした。

2 出席者

今村構成員、大原構成員、久保構成員、堀江構成員、海野構成員、奈良構成員、小西構成員、佐藤構成員、高木構成員、那須構成員、山内構成員、柄目構成員、紙谷構成員、（事務局）齊藤食品衛生課長、小中課長補佐、高橋係長、萩谷係長、小山内専門員

3 議題及び意見等

（1）令和2年度（2020年度）公衆浴場関係予算の概要について

・特になし。

（2）令和元年度（2019年度）公衆浴場基本調査結果について

・後継者なしと回答した施設が多く、対策が必要ではないか。

（3）令和2年度（2020年度）公衆浴場経営実態調査（案）について

・基本及び実態調査の項目を細分化し、結果についても詳細な分析を行うことが有意。

・料金改定及び消費税増税後からの期間は3ヶ月と短く、1年の状況を反映しているとは言い難い。また、今春の実態調査についても、新型コロナウイルス感染症の影響により、正確な調査は困難と思われるので、協議会として、入浴料金の議論は不可能と判断する。

（4）公衆浴場法施行条例の改正の検討について

・現行の道条例では、「12歳以上の男女を混浴させないこと」とされているが、昨今の子どもの成育状況や、混浴年齢に関する利用者からの問い合わせ等が多数あることを考慮し、条例における混浴年齢の規定を改めるべきと考える。

（5）その他

・昨年の料金改定について、これまで、利用客からは値上がりについて不満等は寄せられていないことから、改定については道民の理解を得られたものと考えている。

4 今後の対応について

上記意見を踏まえ、今後、次のとおり対応することとする。

（1）令和2年度（2020年度）公衆浴場経営実態調査（案）について

・今年度は、公衆浴場経営に及ぼす新型コロナウイルス感染症の影響等を考慮し、入浴料金の改定に関する議論は行わない。

（2）公衆浴場法施行条例の改正の検討について

・条例で規定された混浴の制限年齢について、改正を検討していく。

（3）その他

・来年の基本及び経営実態調査について、項目の細分化や、より詳細な結果分析が可能か検討する。